

道路へはみ出している 草や木の適正管理のお願い

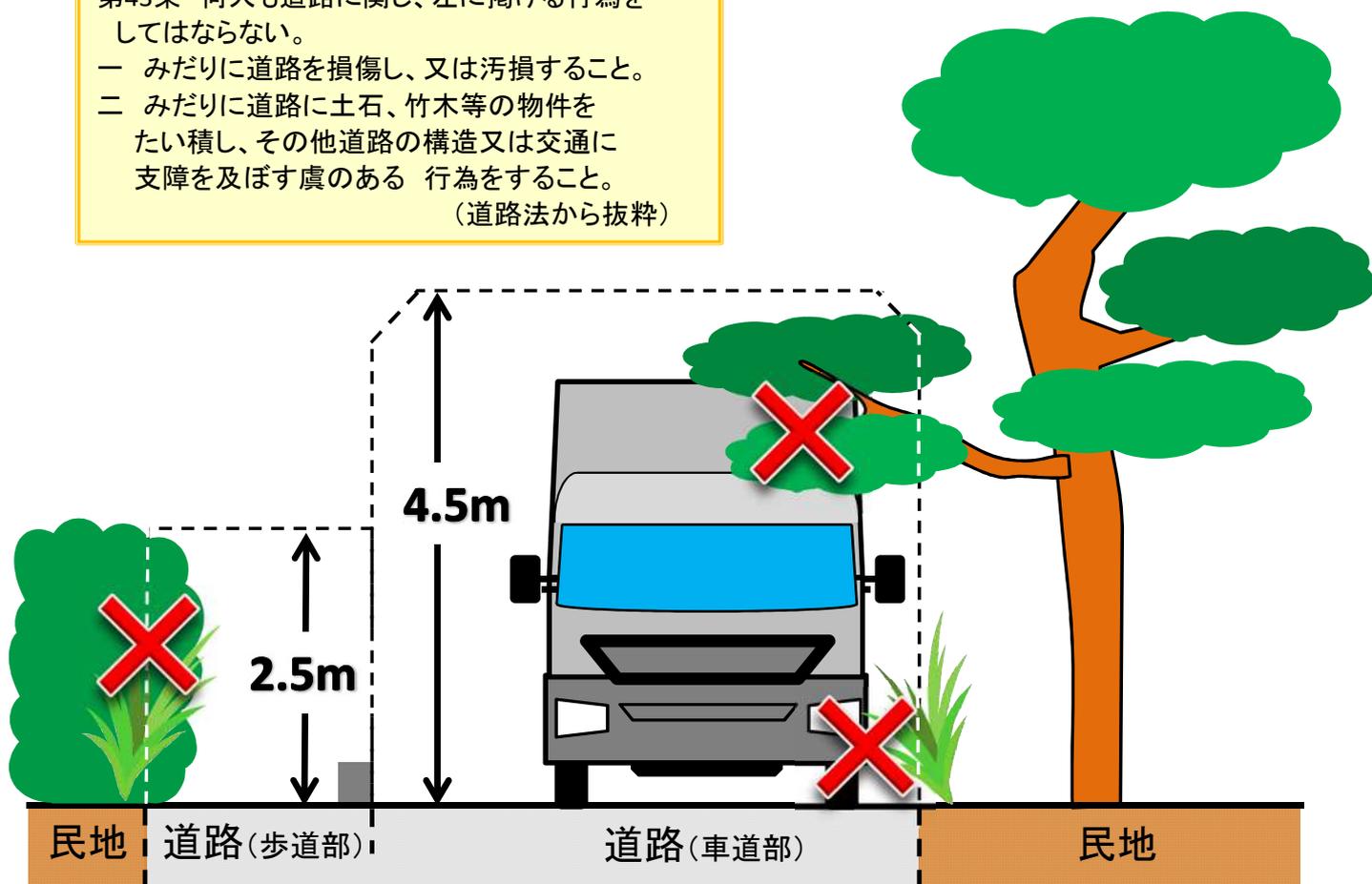
所有者の管理不足により、民地から道路に草や木がはみ出し、道路の機能に影響を与えている例が多くみられます。

その道路を生活のために使っている方はとても困っています。民地の草や木が道路に越境しないよう適切な管理をお願いします。

(道路に関する禁止行為)

第43条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
 - 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある 行為をすること。
- (道路法から抜粋)



建築限界のイメージ図

**車道部上空は4.5m以内、歩道部上空は2.5m以内に
草木等がはみ出してはいけません**

※制限の範囲は条件によって異なります。

(高さ制限について)

道路法第30条及び道路構造令第12条では、道路上の安全な通行を確保するため、道路上空の一定の空間に障害となるものを設置してはならないとして**建築限界**を設けています。

民地から建築限界内に飛び出した草木等により歩行者や自動車に損害を与えた場合、民法第717条により、その所有者に損害賠償責任を問われることがあるため、注意が必要です。